

株式会社 高良GUT確認検査業務約款

(契約の締結)

第1条 建築主等（以下「甲」という。）及び株式会社高良GUT（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申込書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び株式会社高良GUT確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「契約」という。）を締結する。

(責務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務を持って、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期間」という。）までに行う。

- 2 乙は甲からの業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、別に定める「株式会社高良GUT確認検査業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を第5条に規定する日までに支払わなくてはならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、申請に係る計画に関し乙がなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。
- 6 甲は、乙が中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地及び建築工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、乙の請求があるときは、乙の中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 8 甲は、乙が完了検査業務を行う際に、当該建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない。
- 9 甲は、乙の請求があるときは、乙の完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提出しなければならない。

(業務期日)

第3条 乙の確認検査業務の標準処理期間は、次の各号に定める期日とする。

(1) 確認審査業務

建築基準法第93条第1項に規定する消防署長の同意を得られた日から6日以内

(2) 中間検査業務

中間検査引受証に定める特定工程工事終了（予定）年月日から4日以内
(3) 完了検査業務

完了検査引受証に定める工事完了（予定）年月日から6日以内

(4) 簡易な計画変更に係る確認審査業務

建築基準法第93条第1項に規定する消防署長の同意を得られた日から2日以内

2 前項による確認検査業務の標準処理期間には、確認検査業務規程第13条第2項の休日を算入せず、かつその期間の末日が休日にあたるときはその翌日をもって満了とする。

(期日の変更)

第4条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、甲に対しその事由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。

(手数料の支払方法等)

第5条 甲は、第3条第1項の業務の手数料を、別に定める「株式会社高良GUT確認検査手数料規程」により乙に支払う。

(納入期日)

第6条 乙の納入期日は、確認の申請手数料、中間検査の申請手数料及び完了検査の申請手数料全てを前納とし又は請求書等により、引受承諾書及び引受証交付時に、銀行振込（控えを提出）等のより納入する。

(確認済証の交付等)

第7条 乙は、第3条第1項第1号の業務にあたり、甲の申請書等に基づく規程第19条により実施した審査の結果を、規程第22条の規定に基づき、建築主に交付する。

(検査済証等の交付)

第8条 乙は、第3条第1項第2号の業務にあたり、甲の申請書等に基づく規程第28条により実施した中間検査の結果を、規程第29条の規定に基づき、建築主に交付する。

2 乙は、第3条第1項第3号の業務にあたり、甲の申請書等に基づく規程第34条により実施した完了検査の結果を、規程第35条の規定に基づき、建築主に交付する。

(確認審査中の計画変更)

第9条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、当初の計画を取り下げ、別件として改めて乙に申請をしなければならない。

2 当初の計画の取り下げは、規程第23条の規定を準用し、確認申請取り下げ届を乙に提出しなければならない。

3 乙は前項の届けがあったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を返却する。

(乙の免責)

第10条 次の各号の一にあたる時は、乙は責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申込書等に虚偽の記載があり、それに基づいた確認及び検査が行われたとき。
- (2) 乙による故意又は重大な過失がない場合。

(甲の解除権)

第11条 次の各号の一にあたる時は、乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく第3条第1項に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又は完了の見込みがないとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めてもなお是正されないとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に応じないものとする。
- 4 第2項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しない。
- 5 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第12条 乙は、次の各号の一にあたる時は、甲に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が正当な理由なく第5条に規定された納入期日までに手数料を納入しない場合。
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正がされないとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は甲に手数料の返還をしない。また、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に応じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときはその賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第13条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物の概要を、建築場所の特定行政庁に

通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその損害の責に応じないものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約に定める業務に関して知りえた秘密を漏らして、又は自己の利益のため使用してはならない。

(別途協議)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則により協議の上定めるものとする。

附則

(適用期日)

この確認検査業務約款は、平成29年11月30日から適用する。

変更の履歴

H29. 11. 30

構造計算適合性判定制度の改正により第4条1項削除、2項を繰り上げ

第4条 乙は、確認が法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係るものである場合であって法第6条の2第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。